



宮監公表第4号  
令和3年1月25日

宮崎市監査委員	河野まつ子	
宮崎市監査委員	河野敏	
宮崎市監査委員	上野悦男	
宮崎市監査委員	嶋田喜代子	

### 定期監査措置状況の公表について

令和元年度定期監査の結果に関する措置について通知がありましたので、地方自治法第199条の規定に基づき、公表します。

### 記

- 1 監査の対象部課等  
都市整備部
- 2 講じた措置の内容  
別紙のとおり



(報告様式1)

## 令和元年度定期監査指摘事項についての措置状況通知書

令和元年度定期監査における指摘事項については、次のとおり措置いたしましたので通知します。

(監査対象部署：都市整備部)

指 摘 事 項 及 び 意 見 の 内 容	措 置 状 況
<p><b>【指摘事項】</b></p> <p>(公園緑地課)</p> <p>①平成30年度及び令和元年度の公園占用許可に係る使用料の減免について、部長の専決であるにもかかわらず課長決裁としていた(平成30年度：12件、令和元年度：9件)。</p> <p>②平成30年度委託料について、執行伺書及び契約締結伺・支出負担行為書の起票・決裁がないまま業者に依頼し、これらの書類を日付を遡って出納整理期間に起票していた(3件)。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・出水口公園南側倒木伐採等業務委託(執行伺額：498,960円) 委託期間：平成30年10月2日から平成30年10月26日</li><li>・出水口公園北側倒木伐採等業務委託(執行伺額：498,960円) 委託期間：平成30年10月3日から平成30年10</li></ul>	<p>(令和元年12月24日現在)</p> <p>①指摘以降、宮崎市事務決裁規程に基づき適正な事務処理に努めておりますが、同規程では、許可に関する場合は課長専決、減免に関する場合は部長専決と専決区分が異なるため、今後は、関係部局と調整を図り、課長専決に統一出来ないか検討を行います。</p> <p>(令和2年12月2日現在)</p> <p>①指摘以降、宮崎市事務決裁規程に基づき適正に事務処理を行っており、前回「検討する」としていた「課長専決に統一」については、検討した結果、統一は行わず、同規程どおり減免が必要なものは「部長専決」、減免の必要が無いものは「課長専決」として処理することとした。</p> <p>(令和元年12月24日現在)</p> <p>②台風による災害復旧作業を緊急的に実施したため起票が遅れたものですが、今後は、緊急を要する場合の業務委託の事務手続きを明確にするため、関係部局と調整を図りながら、緊急業務委託事務取扱要綱の制定を含め、検討を行います。</p>



<p>月 26 日</p> <p>・出水口公園西側倒木伐採等業務委託（執行伺額：498,960 円）</p> <p>委託期間：平成 30 年 10 月 4 日から平成 30 年 10 月 26 日</p>	<p>(令和 2 年 12 月 2 日現在)</p> <p>②前回「検討する」としていた「緊急業務委託事務取扱要綱」の制定については、検討した結果、要綱は制定せず、修繕を除く緊急案件に関しては、公園施設維持事業（単価契約）の「施工指示書」にて執行するよう統一した。</p>
--	--

令和 2 年 12 月 7 日

宮崎市監査委員 殿

宮崎市長 戸 敷 正

